

## 路上喫煙禁止地区指定（案）についての意見募集

### ・意見募集期間

令和4年12月1日（木）～12月31日（土）

### ・趣旨

川口市では、平成17年5月に「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を制定しており、川口市内全域の道路など、公共の空地の場所では、すべての方が路上喫煙をしないように努める義務があります。

また、人通りが多く、路上喫煙を禁止することが特に必要とされている地区を「路上喫煙禁止地区」（以下、「禁止地区」。）としており、JR川口駅、西川口駅、SR川口元郷駅、南鳩ヶ谷駅、鳩ヶ谷駅、新井宿駅及びJR・SR東川口駅周辺を指定しています。

近年、市内他駅周辺においても、路上喫煙者やたばこの吸い殻の散乱が見受けられることから、禁止地区の新規指定のほか、様々な見直しなどを順次行うこととなりました。

### ・目的

道路等における喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図り、たばこの火や副流煙等による人体等への健康被害及び吸い殻の散乱を防止し、安全で快適な歩行空間及び清潔な地域環境を確保するために、川口市路上喫煙の防止等に関する条例第3条第1項等で掲げる路上喫煙の防止についての施策を総合的に実施するものです。

### ・パブリック・コメント実施の考え及び論点

#### 【今後の路上分煙対策等】

#### 禁止地区の新規指定（SR戸塚安行駅周辺）及び拡大（JR西川口駅）

①現在、市民等の通行が多く、意見・苦情があったJR川口駅、西川口駅、SR川口元郷駅、南鳩ヶ谷駅、鳩ヶ谷駅、新井宿駅及びJR・SR東川口駅周辺の計7箇所を禁止地区に指定し、路上喫煙防止対策を行っています。

②一方、禁止地区が未指定である戸塚安行駅の令和3年度の1日当りの利用者数は6,943人であり、同様に市民の通行の多い場所となっています。

③また、JR西川口駅周辺において、近年、路上喫煙に関する指導等が顕著になっています。

④SR戸塚安行駅及びJR西川口駅周辺の市民の方々から、路上における分煙環境整備に関する要望書の提出がありました。

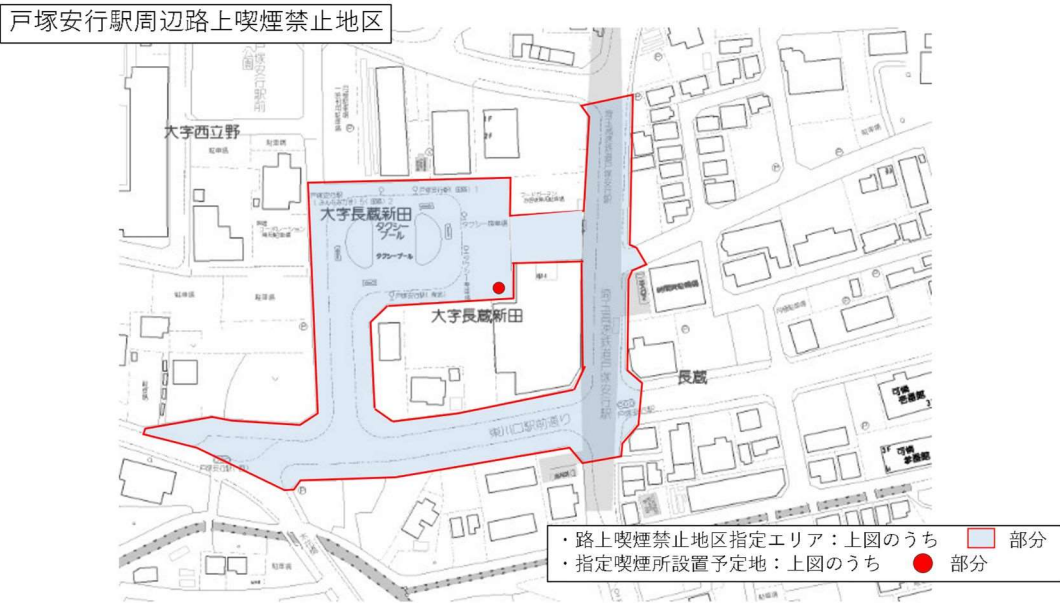
⑤SR戸塚安行駅周辺及びJR西川口駅禁止地区外周辺において、路上喫煙者やたばこの吸い殻の散乱状況について調査したところ、下図の範囲（西川口駅については拡大部分）を中心に路上喫煙者や一定数のたばこの吸い殻の散乱がありました。

→ こうしたことから、両地区の禁止地区の指定及び拡大を検討するにあたり、川口市路上喫煙の防止等に関する条例では、学識者、市議会議員、公募市民、事業者などで構成されている川

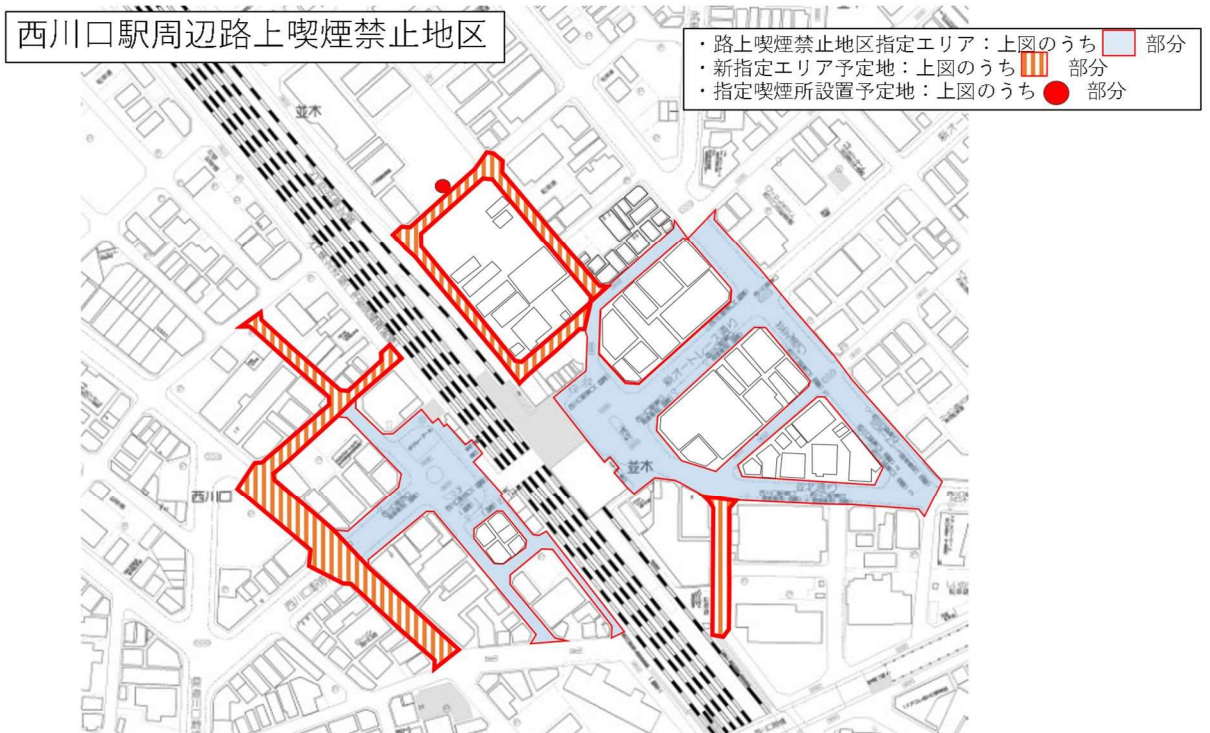
口市廃棄物対策審議会での意見をいただき指定することとなっていますが、この審議会での意見に加えまして、主に両駅を利用する市民等からの意見を聴くために、あわせてパブリック・コメントを実施いたします。

## 路上喫煙禁止地区新規指定(案)

### S R 戸塚安行駅周辺路上喫煙禁止地区



### J R 西川口駅周辺路上喫煙禁止地区



- ・意見を提出できるかた
  - (1) 主に両駅を利用する市内に住所を有するかた
  - (2) 市内の事務所または事業所に勤務するかた
  - (3) 市内のその他のかた

・意見の提出方法

提出にあたり、書式は特に定めておりませんが、住所・氏名（法人の場合は、所在地・名称）、連絡先を明記のうえ、下表の方法にてご提出ください。

提出方法	提出先
文書の持参	資源循環課窓口 川口市朝日 4-21-33(リサイクルプラザ 2 階) 受付時間は平日 8 時 30 分～17 時 15 分
郵送	〒332-8601 川口市青木 2-1-1 川口市 環境部 資源循環課あて 締切日当日消印有効
ファクシミリ	048-228-5322
電子メール	090.03000@city.kawaguchi.saitama.jp

**【注意】**

※意見に対しての回答は、後日、川口市ホームページにてその概要を公表いたします。なお、個別の回答はいたしません。

※路上喫煙禁止地区の指定案に関する意見は、直接両地区に密接に関わりがある在住の市民の方などの意見を尊重するものいたします。

※住所・氏名等の不記載により個人又は法人の特定ができない場合は、無効いたします。

※電話や口頭での意見は受付できません。

※意見については、個人情報などを除きすべて公表いたします。

・担当課

資源循環課

所在地: 〒332-0001 川口市朝日 4-21-33(朝日環境センター・リサイクルプラザ棟 2 階)

電話: 048-228-5370(直通)

お問い合わせ時間: 8 時 30 分～17 時 15 分(土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く)

ファックス: 048-228-5322

路上喫煙禁止地区指定（案）のパブリック・コメント実施における市民提出意見への検討結果一覧

- 1 令和4年12月1日（木）から令和4年12月31日（土）  
 2 意見提出者 3名  
 3 意見件数 3件

No.	意見概要	環境部の考え方	（案）の修正
1	<p>本町ロータリー～中央橋の間の歩道と、その近辺の芝川沿いの歩道で、たばこのポイ捨てや空き缶のポイ捨てが非常に目立つ。ゴミがあるので、捨てる人が生まれ、悪循環になっていると思われる。治安の悪化にも繋がるので対応を願う。（清掃回数を増やす、ポイ捨て禁止の掲示を行う、取締まりを行う・・・など）</p>	<p>たばこのポイ捨ての原因となる路上喫煙につきましては、現地周辺を確認し、必要に応じマナー啓発用の路面シールの貼り付け等により周知・啓発を行いたいと存じます。</p> <p>また、今回提言いただいたその他の内容につきましても、関係機関等へ連絡し、対応を要請してまいります。</p> <p>今後も、喫煙者の喫煙マナー向上のための周知・啓発を取り組んでまいります。</p>	修正なし
2	<p>西川口駅は、週に1度は利用しているが、駅近くのポイ捨ては喫煙者の自分から見ても酷いと思う。喫煙者自身がマナーを守らなければ自分が吸える場所をどんどん失くしてしまうという自覚を強く持ってほしいと思う。</p> <p>ただ、駅周辺は路上喫煙禁止となっているが、川口駅のように立派な公共喫煙所は無いのか。</p> <p>しっかりとした喫煙場所があれば路上喫煙は格段に少なくなるはず。まずもって喫煙所の整備をお願いする。厳しくなるのは覚悟できているが、喫煙可能な場所があって納得できる。</p>	<p>川口市では非喫煙者と喫煙者が互いに配慮できる分煙を念頭においた分煙環境整備を行っております。今回の路上喫煙禁止地区（案）においても、西川口駅周辺の禁止地区を拡大するとともに指定喫煙所を設置する予定となっております。</p>	修正なし

<p>3</p>	<p>通勤で毎日、西川口駅を利用しているが、駅の周辺に喫煙所がない。自分の勤務先の利用駅にはしっかりした喫煙所が設置されており、そこにつくとほっとする。ただし、今は同時に利用できる人数が限られており、利用するには待たなくてはならないため、朝夕に西川口駅を利用するたびに「ここに喫煙所があれば安心して吸えるのに」と思う。喫煙者は多くのたばこ税を納めている、ぜひ喫煙所を設置してほしい。</p>	<p>川口市では非喫煙者と喫煙者が互いに配慮できる分煙を念頭においた分煙環境整備を行っております。今回の路上喫煙禁止地区（案）においても、西川口駅周辺の禁止地区を拡大するとともに指定喫煙所を設置する予定となっております。</p>	<p>修正なし</p>
----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------